

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊勢市長 鈴木健一

市町村名 (市町村コード)	伊勢市 (242039)	
地域名 (地域内農業集落名)	磯町 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 2 月 2 0 日 (第 1 回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

多くの農地が狭小でかつ区画も歪な形のものがあるため、遊休化している農地も発生している。

担い手側についても、現状多くの農地を耕作しているが分散錯雑であることから効率化が図りにくい状況にあり、現状の区画のままでは、作業効率等の観点から担い手側の受け入れ可能な面積も概ね頭打ち状態にある。

農地の維持管理作業として出合作業を現在は、業者への外部委託や、地権者による出合作業により行っているが、地権者の高齢化、また地権者が地域内に住んでいないこと等の理由から1人あたりの作業量の増加が懸念されることから、今後、出合作業のやり方についても協議していく必要がある。

このような状況を踏まえ用排水路の維持管理も難しくなっている。また、排水路が深く管理の手間がかかるエリア(磯地区北側)もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、磯町の南側エリアについては、農地中間管理機構関連整備事業を活用し土地改良事業を進めている。土地改良事業完了後は区画自体も大区画化が図られる予定である。

北側エリアについては、担い手への集積が進んでおり、今後、集約化も検討されている。

こういった集約された農地について、担い手により水稻、小麦、露地野菜の2年3作体系を主として耕作していく。また、畑地エリアにおいては、露地野菜栽培農家を対象として耕作されていくよう努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

磯町地内において農用地に該当するエリアを農業上の利用が行われる農用地等の区域として整理する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現在は、磯町の北側エリアについては、小区画ながらも集積が進んでおり、集約化についても今後、検討される予定である。南側エリアについては土地改良事業完了後、担い手への集約化が図られる予定である。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
磯町の南側エリアについては、ほぼ全ての農地で農地中間管理機構が活用されており、今後、北側エリアについても活用を検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連整備事業を実施中である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、磯町の集落営農を母体とした法人が、水稻、小麦、キャベツの2年3作体系で営農を行っている。またネギやダイコンを主とする露地野菜栽培農家による営農も行われている。今後は、土地改良事業完了後の畑地部分において、畑作が可能な経営体の確保について検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託の活用について検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③土地改良事業完了後、大区画化された農地はおよそ1ha程度の圃場もあることから、積極的にドローン等のスマート農業機器を活用していく。

⑤土地改良事業完了後、畑地の集約化されたエリアができる見込みのため、果樹栽培も含めた畑地の活用を検討していく。

⑨土地改良事業完了後、畑地の集約化されたエリアの活用の中で飼料作物の作付けならびに、水稻、小麦圃場への堆肥散布も検討していく。